（休業期間の制限）

第十三条　法第五十一条第一項の農林水産省令で定める期間は、許可を受けた日から一年間又は引き続き二年間とする。

（資源管理の状況等の報告）

第十四条　法第五十二条第一項の規定による報告は、次項各号に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2　法第五十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　許可に係る船舶の名称、総トン数その他当該船舶に関する情報

三　許可番号

四　報告の対象となる期間

五　漁獲量その他の漁業生産の実績

六　漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況

七　資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

八　財務の状況

九　その他必要な事項

3　第一項の報告書の提出期限及び様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

（電子機器の備付け命令等）

第十五条　法第五十二条第二項の農林水産省令で定める電子機器は、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。以下この条において同じ。）とする。

一　許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

二　次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

イ　当該船舶を特定することができる情報

ロ　当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

三　前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

2　法第五十二条第二項の規定により衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、衛星船位測定送信機が故障した場合には、速やかに農林水産大臣にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

（許可証の様式）

第十六条　法第五十六条第一項の規定により交付する許可証の様式は、別記様式第三号による。

（許可証の書換え交付の申請）

第十七条　許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（第十九条第二号から第六号までに掲げる場合を除く。）は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

2　（略）

（許可証の再交付の申請）

第十八条　許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（許可証の書換交付の申請）

第十一条　指定漁業の許可を受けた者（以下「指定漁業者」という。）は、許可証の記載事項に変更を生じたとき（第十三条第二号から第五号までに掲げる場合を除く。）は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換交付を申請しなければならない。

2　（略）

（許可証の再交付の申請）

第十二条　指定漁業者は、許可証を亡失し、又は毀損した場合には、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。